マイナンバーカードで、くらしをもっと便利に。

マイナンバーカード ガイドブック

函館市

目次

マイナンバーカードについて

マイナンバーカードの利用と取扱い …… 2
マイナンバーカードの管理と暗証番号の扱い …… 3
マイナンバーカードの券面記載事項の更新 …… 4
マイナンバーカードの有効期限 …… 5
マイナンバーカード紛失等の場合 …… 6

電子証明書の利用のご案内

電子証明書の種類と使いみち …… 7
電子証明書の有効期限 …… 8
利用者クライアントソフト …… 8
暗証番号の変更・再設定 …… 9

コンビニ交付サービスについて

取得できる証明書と利用可能な時間帯など …… 10
利用できる店舗 …… 10
操作方法 …… 10
注意事項 …… 11
コンビニ交付で取得できない証明書 …… 11

本人確認書類について …… 11
お問い合わせ先 …… 12

マイナンバーカードについて

マイナンバーカードの利用と取扱い

- マイナンバーカードは，社会保障分野や税分野等におけるマイナンバー（個人番号）の提示が必要な場面で，国の行政機関や地方公共団体，健康保険組合，勤務先，金融機関等に対して**マイナンバーと身元を証明する書類**としてご利用いただけます。
- マイナンバーカードは，**顔写真付きの身分証明書**としても広く活用いただけます。
  マイナンバーカードのおもて面は，カードの所有者の同意があれば誰でもコピーすることが可能です。
  一方，裏面に記載されている12桁の個人番号のコピー・保管については，**行政機関や雇用主等，法令に規定された者だけ**が可能となります。
- マイナンバーカードのICチップに搭載される電子証明書などの活用により，行政手続のオンライン申請や，市区町村によってはコンビニなどで住民票の写しなど公的な証明書の取得等についても可能となります。

カードに記載されているもの

おもて

うら

① **4情報**
氏名・住所・生年月日・性別が記載されています。

② **マイナンバーカードの有効期限**
カード本体の有効期限です。
（詳細はp.5）

③ **電子証明書の有効期限**
カード本体の有効期限とは別になります。
（詳細はp.8）

④ **住所等変更の際の記載欄**
ご自身で記載すると無効です。

⑤ **臓器提供意思確認欄**
内容確認のうえ，必要があれば署名してください。

⑥ **マイナンバー（12ケタの数字）**

⑦ **ICチップ**
カードに記載されている住所・氏名などの情報や**電子証明書**が記録されています。

マイナンバーカードの管理と暗証番号の扱い

- マイナンバーカードは紛失，盗難等のないよう大切に取り扱ってください。
- マイナンバーカードに設定した暗証番号は**他人に知られないように**十分注意してください。
  市区町村の窓口で配布された用紙に記録し，大切に保管してください。
  暗証番号は，セキュリティ保護のために定期的に変更することをおすすめします。

暗証番号について

マイナンバーカードには，**4つの暗証番号**があります。

	必須・任意	利用場面	文字数・種類
署名用電子証明書	任意	オンラインでの確定申告 等	**英数字6～16文字** ※ 英字はすべて大文字
利用者証明用電子証明書	任意	コンビニ交付，健康保険証利用 等	**数字4桁**
住民基本台帳事務用アプリ	必須	転入手続やカードの住所・氏名等の変更手続 等	**数字4桁**
券面事項入力補助用アプリ	必須	個人番号や基本4情報（住所・氏名・生年月日・性別）を確認し，テキストデータとして使用	**数字4桁**

同じ数字を設定できます

Q. そもそもマイナンバーカードって安全なの？

A. ご安心ください！世界最先端の安全対策が施されています。

顔写真の貼替防止加工がされているため，他人がなりすましに使うことは困難です。

カード全面に複雑な模様が配置されており，コピー機やプリンタの印刷による偽造が難しくなっています。

- **必要最小限の情報のみ記録**
  ICチップには，**税や年金などのプライバシー性の高い情報は一切記録されません。**
- **記録情報の盗取は困難**
  不正に情報を盗み取ろうとすると，ICチップが壊れる仕組みです。
- **利用には暗証番号が必要**
  電子証明書，アプリごとに暗証番号が設定されています。仮に紛失しても，拾得した第三者は暗証番号を知らなければ不正利用できません。
  暗証番号は，**一定回数間違えると機能がロックされます。**
- **紛失・盗難の場合は一時利用停止可能**
  24時間365日体制で利用停止の申出を受け付けています。（詳細はp.6）

マイナンバーカードの券面記載事項の更新

● 券面記載事項とは？　･･･　マイナンバーカードに記載されている**住所・氏名などの情報です。**

引越や結婚で，住所や氏名に変更があったらどうするの？

市区町村の窓口に，**転居届や婚姻届と一緒にマイナンバーカードを持ってきて**ね！
新しい住所や氏名を追記欄に記載するよ。

他の市区町村から転入した場合も同じかな？

「継続利用手続」が必要だよ。この手続を行わないと，マイナンバーカードが**失効になって利用できなくなる**ので注意してね！

継続利用手続について

市区町村をまたいでの引越をした場合，転入先でも引き続きマイナンバーカードを利用するための手続を「継続利用手続」といいます。**継続利用手続を行わずにカードが失効した場合は，改めてカード交付申請が必要となる**ためご注意ください。

● **届出できる方**

本人または同一世帯員

● **必要なもの**

・マイナンバーカード
・住民基本台帳事務用アプリの暗証番号（数字4桁）
・本人確認書類（同一世帯員による手続の場合）
（詳細はp.11）

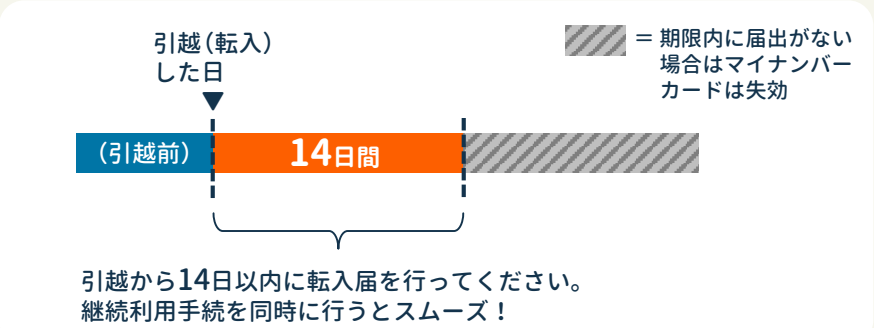

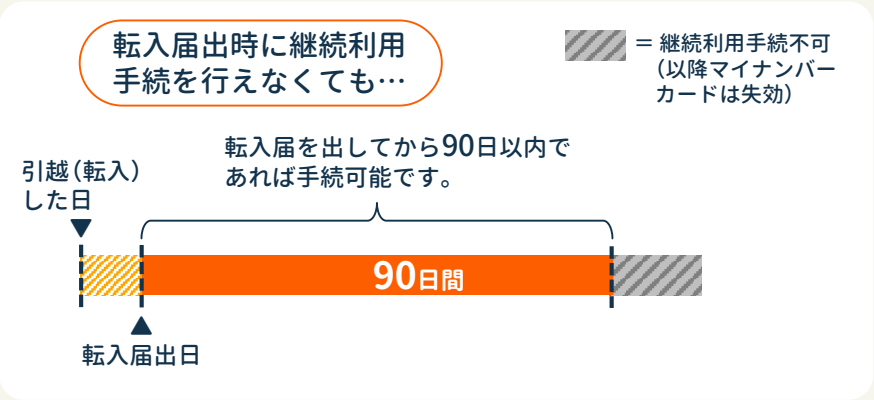

旧氏（旧姓）について

婚姻や養子縁組等で氏（姓）に変更があった場合，今までの氏を住民票やマイナンバーカード等に併記することができます。マイナンバーカードへの併記をご希望の場合，まず住民票への旧氏併記の手続が必要となります。

カードを新たに申請する方は**「番号［旧氏］花子」**と記載されます。交付申請書の「旧氏又は通称」に旧氏を記入してください。

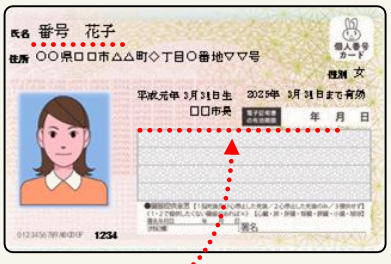

カードをすでにお持ちの方は追記欄に**「○年○月○日記載，（旧氏）○○」**と記載されます。

お問い合わせ

函館市役所　戸籍住民課 届出担当　☎0138-21-3173

マイナンバーカードの有効期限

マイナンバーカード本体には，有効期限が設定されています。
有効期限を過ぎてしまうと，カードを本人確認書類として使えなくなり，**電子証明書の機能を使用した手続も行えなくなります。**有効期限は，カードが発行された日から数えて以下のとおりです。

カード発行当時の年齢	カード本体の有効期限
18歳**以上**	10回目の誕生日まで
18歳**未満**	5回目の誕生日まで
令和4年3月31日までに交付申請を行った時に20歳未満だった場合	5回目の誕生日まで

令和4年4月1日から，20歳 → 18歳に成年年齢の引き下げが行われました。

memo

未成年（18歳未満）については成長などで容姿が変わりやすいため，成人よりも有効期限が短くなっています。

カード本体の更新について

マイナンバーカードの更新は有効期限内に申請が必要です。（有効期限満了の3ヶ月前から更新可能です）
有効期限が近づきましたら，国から有効期限通知書が届きます。

更新方法

おもに以下の方法があります。

スマートフォンで申請

① スマートフォンでカードに使用する顔写真を撮影します。
② 有効期限通知書に同封された交付申請書に記載されているQRコードを読み取ります。
③ メールアドレスに申請用のURLが届きます。その後①の顔写真を登録し，必要事項を入力します。

パソコンで申請

① カードに使用する顔写真のデータを用意します。（撮影から6ヶ月以内のもの）
② 申請用WEBサイトで交付申請書に記載されているID（半角数字23桁），ご自身のメールアドレス等を登録します。
③ メールアドレスに申請者専用のURLが届きます。その後①の顔写真を登録し，必要事項を入力します。

申請用WEBサイト
https://net.kojinbango-card.go.jp/

郵送で申請

① 交付申請書に必要事項を記入し，6ヶ月以内に撮影した顔写真を貼ります。
※ 半角数字23桁のID,またはQRコードが印字されていない交付申請書を使用する場合，マイナンバーの記入が必要です。
② 有効期限通知書に同封された封筒に交付申請書を入れて郵送します。

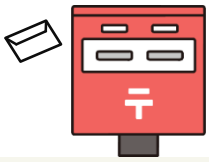

外国人の方の有効期限について

区分	カード本体の有効期限
高度専門職第2号 永住者 特別永住者 の方	18歳以上・・・10回目の誕生日まで 18歳未満・・・5回目の誕生日まで
高度専門職第2号， 永住者以外の 中長期在留者	在留期間の満了日まで

在留期間を更新した場合は，マイナンバーカードの有効期限も新たな在留期限まで延長することができます。
この場合，マイナンバーカードの有効期限が満了するまでに**窓口で手続する必要があります。**

マイナンバーカード紛失等の場合

マイナンバーカードをどこかに落としちゃった！どうしよう･･･

あわてないで！まずは**カードの機能を一時停止させる手続**を行ってね。

マイナンバーカードを紛失した時は，ただちに右の電話番号（紛失等の場合は365日24時間対応）に連絡し，マイナンバーカードの電子証明書等の機能の一時停止を行ってください。

- **マイナンバー総合フリーダイヤル**
  0120-95-0178
- **マイナンバーカードコールセンター**（有料）
  0570-783-578
  （つながらない場合 → 050-3818-1250 ）

探したら見つかった！

探しても見つからない･･･

自宅外での紛失であれば，警察へ遺失届（盗難届）を提出してください。
その際，**警察署の連絡先**と**「遺失届受理番号」を控えておいてください。**

一時停止の手続後にカードが見つかった場合，住民票のある市区町村の窓口で一時停止の解除を行ってください。
※フリーダイヤルやコールセンターでは解除できません。

● 必要なもの

- 見つかったマイナンバーカード
- 本人確認書類（詳細はp.11）

再交付を希望する場合は，窓口で再交付申請を行ってください。

● 必要なもの

- マイナンバーカード（紛失の場合を除く）
- 自宅外での紛失・盗難の場合
  → 警察署の連絡先・遺失届受理番号
- 焼失の場合
  → 罹災（りさい）証明書（消防署で発行できます）
- 本人確認書類（詳細はp.11）

カードの再交付申請は手数料がかかるのかな･･･？

内容によって有料・無料に分かれているよ。

有料の場合

カード本体
800円
＋
電子証明書発行の場合
200円

- マイナンバーカードの紛失，焼失，または著しい損傷があった時
- ICチップの磁気不良など，マイナンバーカードの機能が損なわれた時
- 転入届出後，90日以内に継続利用手続を行わずマイナンバーカードが失効した時
- 在留期間の更新，在留資格の変更による有効期間延長の手続を行わずマイナンバーカードが失効した時　など

無料の場合

＼ぴっしり／

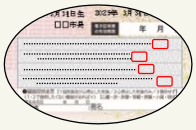

- 追記欄の余白がなくなった時
- 有効期間満了によるマイナンバーカード返納後の再交付
- 国外転出によるマイナンバーカード返納後の再交付
- 天災等，本人の責めによらない場合の再交付（罹災証明書等が必要）
  など

電子証明書の利用のご案内

電子証明書の種類と使いみち

電子証明書は，**署名用電子証明書**と**利用者証明用電子証明書**の2種類があります。

署名用電子証明書

作成・送信した電子文書が，利用者が作成した真正なものであり，利用者が送信したものであることを証明するものです。

例）　オンラインでの確定申告（e-Tax）
　　オンラインでの証券口座開設

暗証番号は
英数字**6～16**文字
※英字はすべて大文字

利用者証明用電子証明書

ログインした者が，利用者本人であることを証明するものです。

例）　インターネットサイトやコンビニ等の端末等にログインする際に利用

暗証番号は
数字**4**桁

● 「マイナポータル」へのログイン

マイナンバーカードの専用サイトであるマイナポータルで，行政手続の検索やオンライン申請，健康保険証としての利用申込，公金受取口座の登録ができます。

マイナポータル
https://myna.go.jp

スマホやパソコンでログイン！

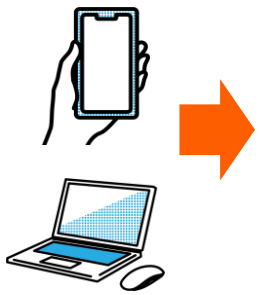

▲ メニューからは自分の診療・薬剤情報や年金記録などが確認できます。

スマートフォンではマイナンバーカードに対応した機種が，パソコンではマイナンバーカード対応のICカードリーダーが必要です。

● コンビニ等で住民票の写しなどの公的な証明書を取得

マルチコピー機のタッチパネルを操作して，証明書が取得可能です。（詳細はp.10）

● 健康保険証としての利用

健康保険証利用に対応した医療機関や薬局（右図のステッカーやポスターが目印です）で，マイナンバーカードを健康保険証として利用できます。
利用には手続が必要です。

電子証明書の有効期限

マイナンバーカード本体とは別に，**電子証明書にも有効期限が設定されています。**有効期限は，カードが発行された日から数えて以下のとおりです。

電子証明書の種類	有効期限
署名用電子証明書	**5回目**の誕生日まで
利用者証明用電子証明書	**5回目**の誕生日まで

引越や婚姻の届出にはご注意！

引越しや婚姻等で氏名・住所等に変更があった場合，署名用電子証明書は有効期限を問わず**自動的に失効します。**なお，利用者証明用電子証明書の方には氏名・住所等が直接記録されていないため，上記の理由による失効はしません。

届出と同時に**署名用電子証明書の再発行手続を忘れずに**行いましょう！

電子証明書の更新について

電子証明書の更新は，有効期限内に市区町村の窓口で申請が必要です。（有効期限満了の3ヶ月前から更新可能です）有効期限が近づきましたら，国から有効期限通知書が届きます。

利用者クライアントソフト

無料の「利用者クライアントソフト」をダウンロードすることで，電子証明書の内容の確認や暗証番号の変更などが行えます。

利用者クライアントソフトの主な機能

- 電子証明書の内容を確認する ・・・ マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の内容や有効性の確認ができます。
- 暗証番号を変更する ・・・・・・・・・・・ 署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書・券面事項入力補助・住民基本台帳事務用（個人番号カード用）の暗証番号を変更できます。
- 更新通知を設定する ・・・・・・・・・・・ 電子証明書の更新通知機能を有効にすると，電子証明書の有効期限満了日の3ヶ月前～有効期限満了日の間，該当する電子証明書や有効期間の満了日をアプリ起動時に通知させることができます。

スマートフォンでの利用

マイナンバーカード読み取り対応のものが必要です。対応機種は右のQRコードから確認できます。

マイナンバーカード対応スマートフォン一覧
https://www2.jpki.go.jp/prepare/pdf/nfclist.pdf

パソコンでの利用

パソコンで利用する場合は，動作確認済のICカードリーダライタが必要です。

マイナンバーカード対応ICカードリーダライター一覧
https://www2.jpki.go.jp/prepare/pdf/num_rwlist11.pdf

ダウンロード

Androidの場合 ▶ Google Playで専用アプリ「JPKI利用者ソフト」をダウンロード
iPhoneの場合 ▶ App Storeで専用アプリ「JPKI利用者ソフト」をダウンロード
パソコンの場合 ▶ 公的個人認証サービスポータルサイトの「利用者クライアントソフトのダウンロード」を参照
→ https://www.jpki.go.jp/download/index.html

暗証番号の変更・再設定

暗証番号の「変更」

現在の暗証番号がお分かりになる場合の手続です。セキュリティ保護のために，定期的に暗証番号の変更をおすすめします。

方法１ スマートフォンやご自宅のパソコンからの変更

前ページの「利用者クライアントソフト」のダウンロード等が必要です。

方法２ **市区町村窓口で**の変更

住民票のある市区町村の窓口へ，マイナンバーカードをお持ちください。変更の際に，
署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書・住民基本台帳事務用
の暗証番号を入力していただきます。

暗証番号の「再設定」

＼ 何だったかなぁ ／

暗証番号を忘れた場合や，暗証番号の入力を連続で間違えてロックがかかった場合の手続です。

署名用電子証明書の場合は**5回**，利用者証明用電子証明書の場合は**3回**，暗証番号を連続して間違えるとロックがかかり電子証明書の機能が利用できなくなります。

方法１ **コンビニ等のマルチコピー機**からの変更**（署名用電子証明書のみ）**

専用のスマートフォンアプリと全国のセブン‐イレブン，ローソン，ファミリーマート等の**マルチコピー機**を利用して再設定を行います。（利用者証明用電子証明書の暗証番号が正しく入力できることが前提です）

① 「JPKI暗証番号リセットアプリ」をスマートフォンにダウンロードします。

② アプリを起動し，案内に従ってマイナンバーカードの読み込みを行い，利用者証明用暗証番号（数字４桁）を入力します。その後顔認証を行うことで，マルチコピー機での操作の「事前予約」が完了します。

③ ②の事前予約が完了してから，**24時間以内に**コンビニで手続を行います。マルチコピー機で「行政サービスメニュー」を選択し，マイナンバーカードをセットして利用者証明用電子証明書の暗証番号を入力してください。

④ 新しく設定したい署名用電子証明書の暗証番号を入力します。

◀方法１の詳細はこちらでもご案内しています。

方法２ **市区町村窓口で**の変更

住民票のある市区町村の窓口へ，マイナンバーカードと**本人確認書類を1点**お持ちください。

コンビニ交付サービスについて

「急に住民票の写しが必要になったけど，平日や日中に窓口へ行く時間がない…」
そんな時，マイナンバーカードがあればコンビニ等のマルチコピー機で証明書が取得可能です。

取得できる証明書と利用可能な時間帯など

取得できる証明書	利用時間	取得できる人	手数料
住民票の写し	6:30～23:00 ※1 （土・日・祝日を含む）	函館市に住民登録がある 本人および同一世帯の方	300円
印鑑登録証明書		函館市に印鑑登録している方 （本人のみ）	
戸籍の附票の写し	9:00～17:30 ※1 （平日のみ）	函館市に本籍がある 本人および同一戸籍の方 ※2	
戸籍全部（個人）事項証明			450円

※1　メンテナンス日と年末年始（12月29日～1月3日）はご利用いただけません。
※2　本籍が函館市内にあり，住所が函館市以外の方はマルチコピー機上で事前に**利用登録申請**が必要です。
利用登録申請後，**5営業日後**に証明書が取得可能になります。

利用できる店舗

全国のセブン - イレブン，ローソン，ファミリーマート，セイコーマート等，マルチコピー機が設置されている店舗

memo

函館市役所1階フロア・亀田支所・湯川支所に設置している自動交付機でもコンビニ交付サービスが利用可能です！

操作方法

コンビニ等に設置されているマルチコピー機のご利用方法です。
（申請から交付まで，タッチパネルのボタンを選択して操作します）

【例】住民票の写しを取得する場合（機種によって操作方法が違う場合があります）

① メインメニューから行政サービス　→　証明書交付サービス（コンビニ交付）を選択します。
▶
② マイナンバーカードをセットし，お住まいの市区町村の証明書を選択します。
▶
③ 利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）を入力します。

④ 案内に従ってカードを取り外します。
▶
⑤ 必要な証明書の種類，記載事項，部数をそれぞれ選択します。
▶
⑥ 内容確認後，手数料を投入口に入れます。証明書がプリントされます。

マイナンバーカードや証明書，おつり等の取り忘れにご注意ください。

暗証番号は３回連続で間違えるとロックがかかり，利用できなくなります。再度利用するためには，窓口で暗証番号の初期化が必要となります。（p.9参照）

◀操作方法の詳細はこちらでもご案内しています。

注意事項

- 利用できるのはマイナンバーカードをお持ちのご本人のみです。
- 利用には，有効期限内の利用者証明用電子証明書が必要です。期限が切れた電子証明書を有効にする，または新しくカードに搭載する場合は，窓口で手続を行ってください。
- 15歳未満の方，成年被後見人の方，証明書の発行制限をかけている方等はコンビニ交付サービスの利用はできません。
- 窓口で印鑑登録証明書の請求をする場合は，今までどおり印鑑登録証の提示が必要です。マイナンバーカードで交付を受けることはできません。

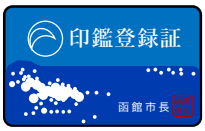

- マイナンバーカードを交付した日や，利用者用電子証明書を発行・更新した日，市外からの転入届を提出した日には利用できません。翌日から利用可能となります。
- 証明書発行後の交換や返金はできません。

コンビニ交付で取得できない証明書

※ 函館市において

全証明書共通	住民票の写し	戸籍全部（個人）事項証明・戸籍の附票
・システム対応していない文字が住所や氏名等に含まれている場合 ・住所や氏名の文字数がシステム上の制限を超えている場合	・住民票コード記載のもの ・除かれた住民票の写し ・同一世帯に転出予定者がいる場合 ・住民票の記載事項証明書	・現在の戸籍が編製される前の戸籍証明書（除籍，改製原戸籍，除附票） ・同一戸籍内に戸籍の届出をした直後の方がいる場合

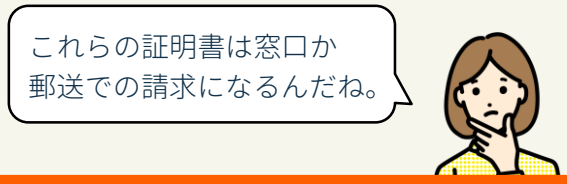

本人確認書類について

マイナンバーカードに関する手続における必要な「本人確認書類」は以下のとおりです。

1点あればOK	マイナンバーカード（再発行の場合），運転免許証，運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの），パスポート，住民基本台帳カード（顔写真付），身体障害者手帳，精神障害者保健福祉手帳，療育手帳，在留カード，特別永住者証明書，一時庇護許可書，仮滞在許可書
2点分必要	健康保険被保険者証（保険証），介護保険被保険者証，医療受給者証，年金手帳，基礎年金番号通知書（令和4年4月1日以降に発行のもの），公的年金証書，社員証，学生証，学校が発行した在学証明書，診察券（漢字表記の氏名と生年月日，または住所が記載されているもの），新型コロナワクチン接種済証明書　など

お問い合わせ先

● 函館市マイナンバーカードコールセンター

0138-84-8757

※おかけ間違いにご注意ください。

受付時間 水～金，毎月最終火曜 **12:00～19:00**
土・日曜 **10:00～17:00**

※ 第3土曜日の翌日曜日，祝日，年末年始（12月29日～1月3日）を除く
※ 受付時間については変更となる場合があります。

函館市マイナンバーカード臨時交付センター
本町32番15号（丸井今井7階） ※ 開所時間はコールセンターと同じ

▲センターでの手続予約はこちら

● 函館市役所および支所のお問い合わせ先

函館市役所 戸籍住民課	東雲町4番13号	0138-21-3745
亀田支所 戸籍住民担当	美原1丁目26番8号	0138-45-5583
湯川支所 戸籍住民担当	湯川町2丁目40番13号	0138-57-6162
銭亀沢支所	銭亀町124番地	0138-58-2111
戸井支所 市民福祉課	館町3番地1	0138-82-2112
恵山支所 市民福祉課	日ノ浜町127番地	0138-85-2335
椴法華支所 市民福祉課	新浜町156番地1	0138-86-2111
南茅部支所 市民福祉課	川汲町1520番地	0138-25-6043

▲本庁・亀田・湯川での手続予約はこちら

受付時間（共通） 平日 **8:45～17:30** ※ 土日祝日，年末年始（12月29日～1月3日）を除く

● マイナンバーカード総合フリーダイヤル（国）

0120-95-0178

受付時間 平日 **9:30～20:00** / 土日祝日 **9:30～17:30**（紛失等については365日24時間対応）

音声案内に従って，お聞きになりたい情報のメニューを選択してください。

- **1番** マイナンバーカード・電子証明書・通知カード・個人番号通知書について
- **2番** マイナンバーカードの紛失・盗難について
- **3番** マイナンバー制度・法人番号について
- **4番** マイナポータルについて
- **5番** マイナポイントを活用した消費活性化策について
- **6番** 公金受取口座登録制度について

※ 外国語対応の電話番号は **0120-0178-27**

- 英語，中国語，韓国語，スペイン語，ポルトガル語 …… **24時間受付**
- タイ語，ネパール語，インドネシア語 …… **9:30～18:00**
- ベトナム語，タガログ語 …… **10:00～19:00**

申請やマイナポイントの手続きをお気軽に!

土・日もOK!

函館市マイナンバーカード

臨時交付センター

丸井今井函館店 7F

開所時間

水～金・毎月最終火曜	12時～19時
土・日曜	10時～17時

※第3土曜日の翌日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く
※開所時間については変更となる場合があります。
最新の情報についてはWEBサイトにてご確認をお願いします。

所在地

丸井今井函館店 7F
(函館市本町32番15号)

万全の感染症対策でお待ちしています!

マイナンバーカードの申請やマイナポイントのお手続きをサポートします。マイナンバーカードのお受け取りにも便利!

臨時交付センターは、土・日曜日や平日夜間にも、マイナンバーカードに関する各種お手続きを行える窓口です。マイナンバーカードの申請や交付通知書が届いたあとのお受け取り、交付後のマイナポイントのお手続きなど、お仕事帰りやお買い物のついでに、ぜひ、ご利用ください。

マイナンバーPRキャラクター マイナちゃん

臨時交付センターでできること

マイナンバーカードの申請

マイナポイントのお申込み・諸手続き
・健康保険証利用申込み、公金受取口座の登録

マイナンバーカードのお受け取り(完全予約制)

その他のお手続き
(平日17時以降および土・日は完全予約制)
- 暗証番号の初期化・変更
- 電子証明書の発行更新
- マイナンバーカードの券面記載事項変更等

※マイナポイント終了後も健康保険証利用申込みや公金受取口座登録のお手続きをサポートします。

マイナンバーカードの申請・マイナポイントのお申込みはお済みですか? 一連のお手続きが臨時交付センターで可能です!

カードを申請する 予約優先

写真撮影が無料。スタッフが申請をお手伝い!

写真撮影無料!

カードを受け取る 完全予約制

お仕事帰りやお買い物のついでに受け取れます!

マイナポイントを申込む 予約優先

マイナンバーカードでマイナポイント 第2弾

お好きなキャッシュレス決済サービスで使える「マイナポイント」を獲得!

対象 2023年2月末までにマイナンバーカードを申請された方
マイナポイント申込み期限 2023年2月末以降に延長となります。
※申込期限についてはマイナポイント事業ホームページをご覧ください。

各種お手続きに必要な本人確認書類などは、お電話またはWEBサイトでご確認を。

ご予約・お問い合わせ

予約希望の方は7日前までに必ずご予約ください。

お電話から

函館市マイナンバーカードコールセンター
[受付時間]水～金曜、毎月最終火曜 12時～19時　土・日曜 10時～17時
※第3土曜日の翌日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く
※受付時間については変更となる場合があります。最新の情報についてはWEBサイトにてご確認をお願いします。

0138-84-8757 番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお願いします。

WEBから 24時間受付

詳しくはWEBで

マイナンバーカードの申請は便利な「出張申請会場」もご利用いただけます。

その場で申請を完結!